

岐阜県公報

号外(一) 平成三十一年一月十六日

目次

告示

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示の一部改正

公示

県営土地改良事業の換地計画の決定

(畜産課)

(農地整備課)

告示

岐阜県告示第十号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示(平成三十年岐阜県告示第六百四十九号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

二を次のように改める。

二 移動を禁止する区域

関市旭ヶ丘二丁目、旭ヶ丘三丁目、旭ヶ丘三丁目、市平賀、稲河町、鋳物師屋、鋳物師屋二丁目、鋳物師屋三丁目、鋳物師屋四丁目、鋳物師屋五丁目、鋳物師屋六丁目、鋳物師屋七丁目、円保通二丁目、円保通三丁目、北天神二丁目、北天神三丁目、北天神四丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、関口町一丁目、関口町二丁目、関口町四丁目、天徳町一丁目、天徳町二丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、東新町三丁目、東新町四丁目、東新町五丁目、東新町六丁目、東新町七丁目、塔ノ洞、豊岡町二丁目、豊岡町三丁目、豊岡町四丁目、仲町、東田原(地番が四百番以降である土地の区域を除く。)、東出町、東野町、東本郷、東本郷通一丁目、東本郷通二丁目、東本郷通三丁目、東本郷通四丁目、東本郷通五丁目、東本郷通六丁目、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東町四丁目、東町五丁目、東山、東山二丁目、東山三丁目、東山四丁目、東山四丁目、肥田瀬、平賀町一丁目、平賀町二丁目、平賀町三丁目、平賀町四丁目、平賀町五丁目、平賀町六丁目、平賀町七丁目、平賀町八丁目、平成通二丁目、平成通三丁目、南天神二丁目、南天神二丁目

南天神三丁目、南出、宮河町二丁目、宮河町二丁目、弥生町二丁目、弥生町二丁目、弥生町三丁目、弥生町四丁目、吉野町及び吉本町、美濃加茂市加茂野町市橋、加茂野町今泉、加茂野町鷹之巣及び蜂屋町下蜂屋（地番が四百番以降である土地の区域を除く。）並びに加茂郡富加町大平賀、大山、高畑、滝田及び羽生

公 示

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
 県営土地改良事業下呂東南部地区中津原工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成三十一年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成三十一年一月十六日から

平成三十一年二月十四日まで

二 縦覧場所

下呂市役所

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
 県営土地改良事業下呂東南部地区福来工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成三十一年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間
 平成三十一年一月十六日から
 平成三十一年二月十四日まで
 二 縦覧場所
 下呂市役所

平成三十一年一月十六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
 発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社